

# 監 査 報 告 書

平成 28 年 5 月 12 日

学校法人 京 都 学 園  
理事長 田 辺 親 男 様

学校法人 京 都 学 園

監 事 草 野 功 一

監 事 松 永 孝 彦

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第17条の規定に基づいて、学校法人京都学園の平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の業務及び財産について、監査を行いました。

私たち監事は、監査に当り、理事会及び評議員会等の会議に出席して、業務に関する意思決定及び業務執行の状況を見守り、事業報告書及び計算書類のほか、議事録・報告書等の関係書類を閲覧・検討するとともに、理事その他の関係者から事情聴取し、会計監査人（監査法人）と協議するなどの監査手続を実施しました。

監査の結果、私たち監事は、学校法人京都学園の業務に関する意思決定及び業務の執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳書、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表、第3号基本金の組入れに係る計画表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿等の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを確認しました。

以 上

# 監査報告書

平成 28 年 5 月 12 日

学校法人 京 都 学 園  
評議員会議長 中 村 正 孝 様

学校法人 京 都 学 園

監 事 草野 功一  
監 事 松永 幸彦

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第17条の規定に基づいて、学校法人京都学園の平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の業務及び財産について、監査を行いました。

私たち監事は、監査に当り、理事会及び評議員会等の会議に出席して、業務に関する意思決定及び業務執行の状況を見守り、事業報告書及び計算書類のほか、議事録・報告書等の関係書類を閲覧・検討するとともに、理事その他の関係者から事情聴取し、会計監査人（監査法人）と協議するなどの監査手続を実施しました。

監査の結果、私たち監事は、学校法人京都学園の業務に関する意思決定及び業務の執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳書、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表、第3号基本金の組入れに係る計画表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿等の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを確認しました。

以 上